

汚染米の輸入時における安全性の確認に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年九月二十四日

白 眞 勲

参議院議長 江田 五月 殿

汚染米の輸入時における安全性の確認に関する質問主意書

現在、問題となっている汚染米について以下の通り、質問する。

- 一 政府は輸入された米が汚染されていると知りつつ輸入したのか。
- 二 残留農薬などで汚染された米は輸入しないということを輸出国に予め知らせていたのか。知らせていたなら、どのような経緯で知らせ、知らせていなかったとしたら、何故知らせていなかったのか。
- 三 輸入された米に基準値を超える残留農薬などが検出された場合、返品措置を取ったのか。取ったとしたら何トン返品し、取らなかつたとしたら、何故取らなかつたのか。
- 四 商社が直接買い付けを行っていたというが、事実か。
- 五 商社は政府の代行として買い付けを行っていたのか、代理として買い付けを行っていたのか、若しくは商社が独自で買い付けを行い、政府に売り渡していたのか。
- 六 実際に通関手続きを行ったのは、商社かそれとも政府か。
- 七 主食や加工用、援助用など直接人に供してきた米が汚染されていた可能性が高いと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

